

## 日本企業の台湾進出対応

勤業衆信聯合会計師事務所  
(デロイト トーシュ トーマツ 加盟事務所)  
パートナー 白石 常介



世界経済の中心は欧米からアジアへと移行しつつあり、そのアジアを牽引している中華圏の最先端を担っているのが台湾です。

台湾は、高いイノベーション能力、質の高い人材、完備したインフラ、安定した投資環境、健全な法治環境、豊富な資金などを兼ね備えており、アジア太平洋地域のロジスティクスの中心でもあります。

現在の日本経済は、各種要因により、かなり回復基調が遅れているように思われます。

特に、地方の中小企業の方々にとりましては、ビジネスの糸口をどこに見出したらいいのか、難しい局面に遭遇している旨のお話も伺っています。

このような状況において、今までは日本国内でのみ展開してきたビジネスを、国外にも目を向けて活路を見出すべく考慮し始めているケースもかなり見受けられます。

先の東日本大震災に対し、台湾は短期間のうちに世界で一番多くの支援金を送りました。

12年前の台湾大震災の際に日本より多大なご支援をいただいたことを決して忘れることなく、そのご恩に報いるためにもタイムリーで相当額の支援を行うことは当然のことであると台湾の方々は思っています。

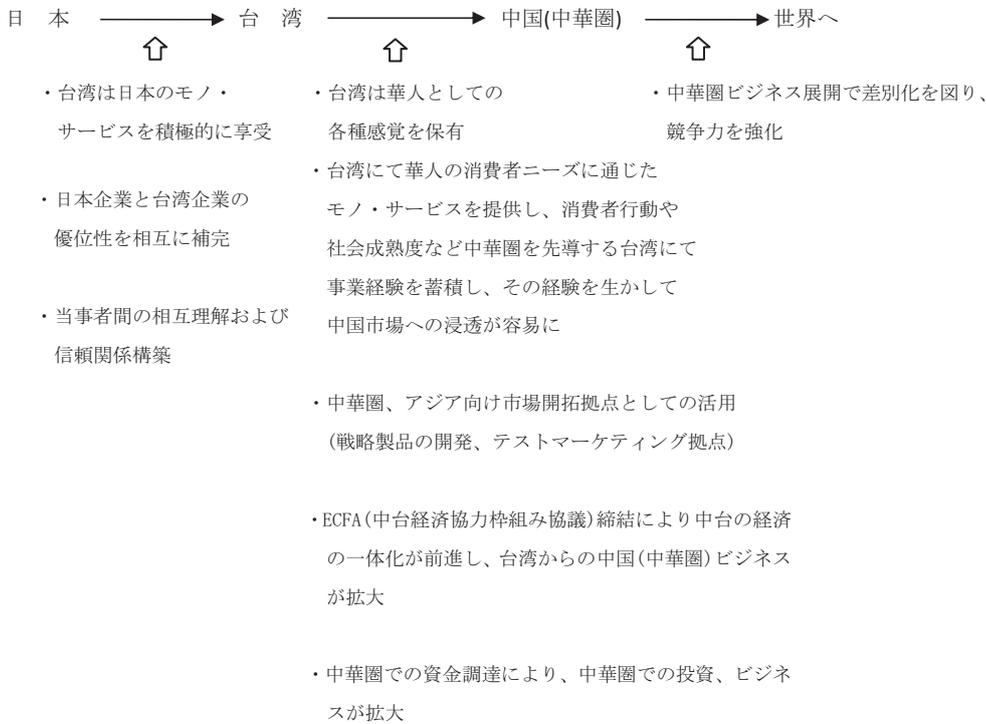
一般的に台湾はかなり親日的であり、日本を特別な存在として考えておられる台湾の方々は少なくありません。

日本企業が経営リスクの分散も含め海外への進出を考慮した場合、台湾はまさに最良の進出先の一つではないかと思えます。

そこで、将来的に巨大な市場となるであろうアジア、そのなかでも特に中華圏を目指した場合の台湾への進出につき、以下にて、一. 台湾の位置付け (P 2)、二. 台湾への進出方法および概要比較 (P 2-P 7)、三. 台湾への進出後の対応 (P 7-P10)、四. 台湾の会計・税務概要 (P10-P18)、五. 台湾進出における留意事項 (P19-P20)、の各項目ごとに説明いたします。

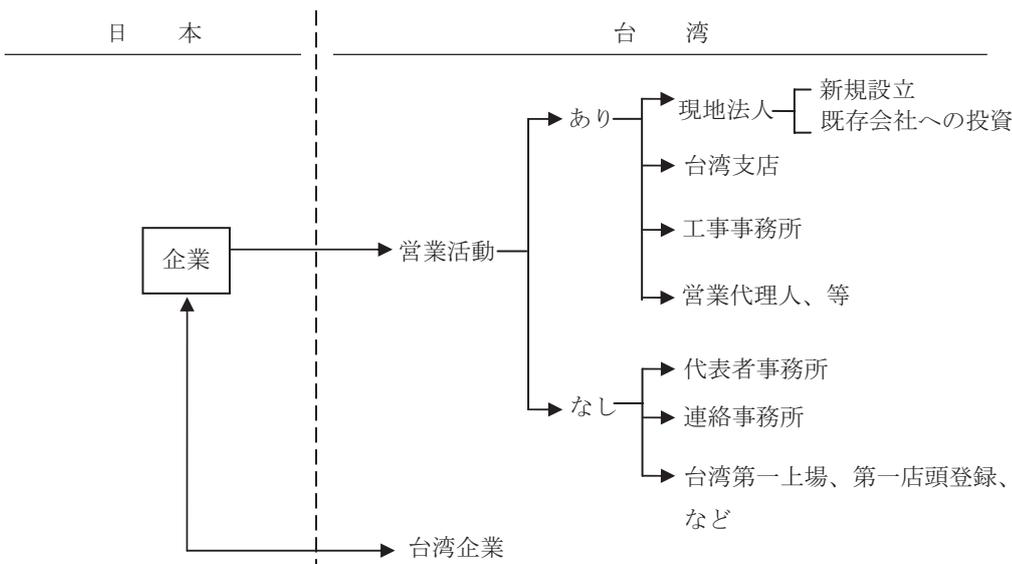
## 一. 台湾の位置付け

中華圏市場への参入を目指した場合の台湾の位置付けは以下のとおりです。



## 二. 台湾への進出方法および概要比較

### 1. 日本企業の台湾への一般的な進出形態は以下のとおりです。



- ・営業活動を行う場合：新規設立や既存企業への投資による現地法人、日本企業の台湾支店、請負契約等の一定期間サービスを提供するための工事事務所、日本企業が台湾にて物品の購入・販売業務等を行うための営業代理人の設置などによる進出形態あり

- ・営業活動を行わない場合：日本企業の本社のための法律行為や連絡事項などに限定される代表者事務所、法律行為は行えず連絡事項などに限定される連絡事務所などによる進出形態あり、また、第一市場・第一店頭登録などあり
- ・ちなみに、台湾に営業拠点を設置せず、日本からの貿易取引等の直接取引を行う場合もあるが、当該取引については上図の下方にて表示

## 2. 各種拠点の進出形態による概要比較

項目	種類	FIA 株式会社 (*)	FIA 有限会社 (*)	台湾支店	代表者事務所	連絡事務所	工事事務所	営業代理人	FINI (**)
よく利用される目的		事業全般	事業全般	事業全般	契約、入札等	連絡業務	特定契約工事	特定契約遂行	間接投資
会社法の扱い		設立登記	設立登記	設立登記	届出	なし	なし	なし	-
法人格		あり	あり	ありとみなす	なし	なし	なし	なし	-
営業申請 または届出		あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり	-
統一発票 の使用		あり	あり	あり	なし	なし	あり	借用	-
最低資本金		なし	なし	なし	-	-	-	-	-
出資比率		100%可	100%可	-	-	-	-	-	-
株主数		2名以上 (法人一人株 主可)	1名以上	-	-	-	-	-	-
取締役数		3名以上	1名以上	-	-	-	-	-	-
監査役数		1名以上	-	-	-	-	-	-	-
責任者 (負責人)		代表取締役 (董事長)	代表取締役 (董事長)	支店長	所長	所長	所長	-	-
責任者居留 証必要性		なし	なし	なし	なし	なし	なし	-	-
営業項目 の制限		ネガティブリスト (***)	ネガティブリスト (***)	ネガティブリスト (***)	-	-	契約内容	契約内容	-
設置に要 する時間		1.5ヵ月前後	1.5ヵ月前後	1.5ヵ月前後	15日前後	10日前後	10日前後	2週間	2週間
居留ビザ 申請方法		招聘と役員	招聘と役員	招聘	招聘	-	-	-	招聘と役員
台湾の法人所 得税(2010年 1月1日以降 開始事業年度 より)		利益の17%	利益の17%	利益の17%	-	-	利益の17% または契約 額の2.55%	主に利益の 17%	-
台湾での 納税方法		確定申告	確定申告	確定申告	-	-	確定申告	確定申告	-
日本での 法人税		配当後に課税 (海外子会社 受取配当金不 算入あり)	配当後に課税 (海外子会社 受取配当金不 算入あり)	毎年合算課税	-	-	毎年合算課税	毎年合算課税	-
日本での 業績加算		連結決算上	連結決算上	個別決算上	-	-	個別決算上	個別決算上	-
不動産の取得		容易	容易	直轄市・県許 可	不可	不可	不可	不可	-

\* : FIA - Foreign Investment Approval (外国人投資許可)

\*\* : FINI - Foreign Institutional Investor (境外外国機構投資者)

\*\*\* : ネガティブリスト-営業禁止、制限リスト

出所: 「台湾ビジネスガイド」(デロイト台湾出版) より

### 3. 具体的進出手続概要

諸 手 続	現地法人 (約 1.5 ヲ月)	台湾支店 (約 1.5 ヲ月)	代表者事務所 (15 日前後)	工事事務所 (10 日前後)
(1)会社名称および営業項目審査 ・「預査申請」	○	○	-	-
(2)外国人の台湾への進出審査 ・「外国人投資申請」 ・「外国法人認許および支店設立登記申請」 ・「代表者事務所設置申請」	○ - -	- ○ -	- - ○	- - -
(3)海外からの以下の名目での送金 ・「資本金」 ・「登録運営資金」	○ -	- ○	- -	- -
(4)上記(3)の送金審査	○	○	-	-
(5)組織設置登記 ・「会社設立登記申請」	○	-	-	-
(6)所轄税務機関への申請 ・「営業人登記申請」 ・「税籍番号取得申請」 ・「統一番号および税籍番号取得申請」	○ - -	○ - -	- ○ -	- - ○
(7)貿易資格登録	○	○	-	-

### 4. 主な必要書類

必 要 書 類	現地法人 (約 1.5 ヲ月)	台湾支店 (約 1.5 ヲ月)	代表者事務所 (15 日前後)	工事事務所 (10 日前後)
(1)登記簿謄本 (または抄本)				
・ 法人株主	○ B	-	-	-
・ 本店 (本社)	-	○	○	○ B
(2)委任書				
・ 株主 (法人、個人) → 申請代理人	○ A, B	-	-	-
・ 法人株主 → 代表者 (役員就任)	○	-	-	-
・ 本店 → 支店長	-	○ A	-	-
・ 本店 → 訴訟・非訴訟代理人	-	○ A	-	-
・ 本社 → 代表者 (所長)	-	-	○ A	○ A, B
(3)本店定款	-	○ A	-	-
(4)本店取締役会議事録	-	○ A	-	-
(5)役員就任同意書	○	-	-	-
(6)パスポートコピー				
・ 個人株主	○	-	-	-
・ 役員就任者	○	-	-	-
・ 支店長	-	○	-	-
・ 訴訟・非訴訟代理人	-	○	-	-
・ 代表者 (所長)	-	-	○	○
(7)貸借契約書コピー	○	○	○	○
(8)登録所在地の建物税納付書コピー	○	○	○	○

A: 要. 公証  
B: 要. 商務認証

## 5. 進出時具体的考慮内容

### (1) 営業（売上）行為を行うかどうか

#### 営業（売上）行為を行う場合

- ・現地法人：製造、売買、コミッション、など
- ・台湾支店：売買、コミッション、など
- ・工事事務所：原則として契約書ごと（主に請負契約、サービス提供）
- ・営業代理人：原則として一時的業務（一般的ではない）

#### 営業（売上）行為を行わない場合

- ・代表者事務所：本社のための法律行為、調達行為、情報収集行為など
- ・連絡事務所：情報収集行為のみ

### (2) 合弁での進出か単独での進出か

#### 合弁での進出

- ・業務提携のみならず資本提携も行う場合、など
- ・可能であれば議決権の2/3以上、少なくとも過半数は保有すべき
- ・董事長は台湾人、総経理は日本人などのケースあり
- ・合弁契約書は重要

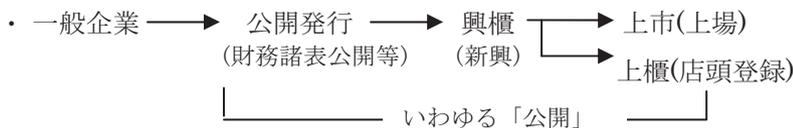
#### 単独での進出

- ・100%子会社（株式会社）
  - ・役員（取締役3名以上、監査役1名以上）はすべて台湾非居住者可
  - ・台湾企業への再投資可
  - ・労働許可取得範囲は役員レベルおよび従業員レベル
  - ・親会社への利益送金は配当として20%源泉徴収
- ・台湾支店
  - ・台湾企業への再投資不可
  - ・労働許可取得範囲は従業員レベルのみ
  - ・台湾支店の数値は台湾の規定に基づき課税対象
  - ・台湾支店の数値は本店にて合算
  - ・本店への利益送金は配当ではない（非課税）
- ・工事事務所
  - ・請負工事などの契約書ベースでの対応
  - ・工事事務所自体は法人格がないため、工事事務所として労働許可取得不可（原則）  
（よって、実務上は、工事発注者からの招聘などあり）
  - ・複数企業によるコンソーシアムはそれ自体法人格なし  
（よって、税務上は各企業が独自で工事事務所などにて対応）

## 6. 株式公開 (IPO : Initial Public Offering)

### (一). 台湾での一般的な公開

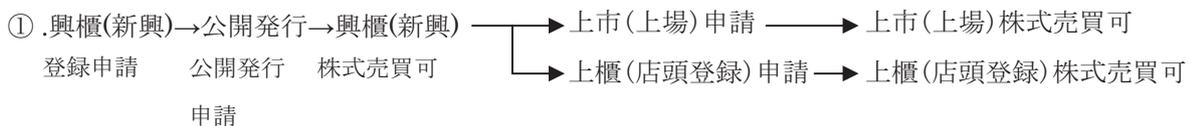
- ・台湾では、上場または店頭登録を行おうとする企業は、それに先立って公開発行を行う必要あり
- ・公開発行とは、企業の財務・業務状況を公開することと株式を第三者に発行することの2つの意味あり
- ・前者の財務・業務状況を公開することとは、財務諸表等を金融監督管理委員会証券先物局に提出すること
- ・後者の株式を第三者に発行することとは、一定の条件に合致する場合、新株の発行時にその一部を株主以外の第三者に割り当て株主を分散させること
- ・そして、上場または店頭登録を行う前に、興櫃（新興）市場を経由する必要あり
- ・なお、興櫃市場とは、従来未整備であった株式の取引について、取引の透明性、決済の安全性、企業情報の公開性などを高める目的で、店頭登録取引市場が整備した新市場のこと



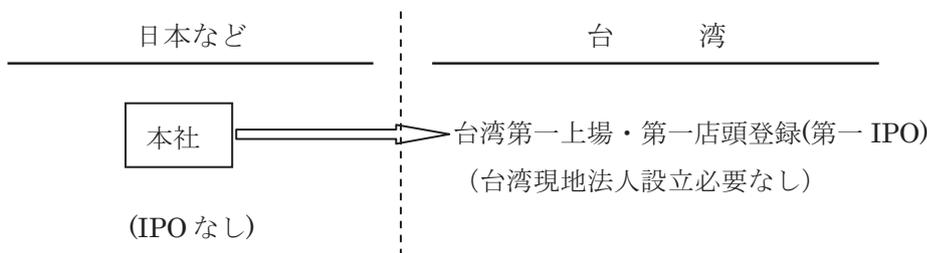
### (二). 外国企業における台湾での株式公開方法

#### (1). 台湾第一上場・第一店頭登録：台湾第一 IPO (Primary IPO)

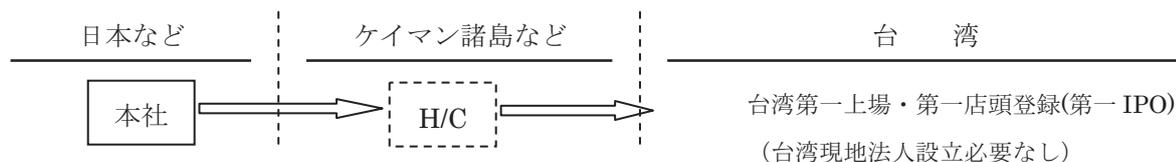
現状、株式公開企業ではない外国企業が、台湾で現地法人を設立することなく初めての IPO を直接台湾で行うこと可



or



- ・なお、現在の実務上は、ケイマン諸島などにホールディング・カンパニー (H/C) を設置し、そこからの台湾第一 IPO を申請 (∵ 1株当たり 10NT ドルの表示必要等) つまり、



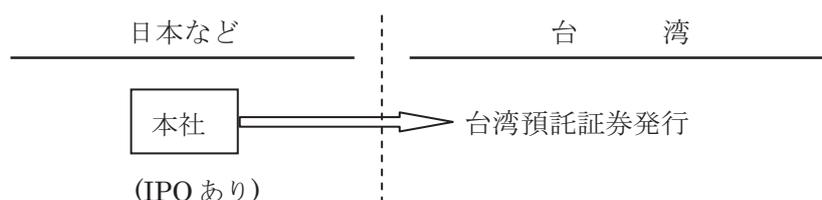
しかし、以下の弊害が生じる可能性あり

- ・日本企業の現株主がケイマン諸島などの H/C の株主になるには株式交換などが必要であり、この場合には日本にて株式譲渡益課税がなされる可能性あり
- ・ケイマン諸島などの会社は、一般的にあまりよい印象は持たれていない

これに対し、台湾の所轄政府機関の担当者は、近いうちにケイマン諸島などに H/C を設置せずとも、本社所在地国（日本など）より直接台湾第一 IPO を行うことができることを考慮中

(2). 台湾預託証券（TDR：Taiwan Depositary Receipt）発行：台湾第二 IPO（Secondary IPO）

日本などの本社所在地国にて既に IPO を行っている企業（現状、日本での対象は東京証券取引所および大阪証券取引所への上場企業）は、当該企業の株式を台湾証券市場にて流通させること可



・なお、外国企業の台湾子会社が、台湾の規定に基づき株式を公開することは、現状も可

三. 台湾への進出後の対応

1. 会計上

(一) 公開企業

公開企業 登録形態	第1 四半期 *	半期 **	第3 四半期 *	年次 ***	毎月 ****
(1)上場	・レビュー (単体と連結) *****	・監査 (単体のみ) ・レビュー (連結のみ)	・レビュー (単体と連結) *****	・監査 (単体と連結)	・売上、貸付金、保 証金、デリバタイ ブ取引、など
(2)店頭登録	・レビュー (単体と連結) *****	・監査 (単体のみ) ・レビュー (連結のみ)	・レビュー (単体と連結) *****	・監査 (単体と連結)	・売上、貸付金、保 証金、デリバタイ ブ取引、など
(3)新興	-	・監査 (単体のみ) ・レビュー (連結のみ)	-	・監査 (単体と連結)	・売上、貸付金、保 証金、デリバタイ ブ取引、など
(4)上記以外の公 開企業	-	・監査 (単体のみ) ・レビュー (連結のみ)	-	・監査 (単体と連結)	・売上、貸付金、保 証金、デリバタイ ブ取引、など

\*：各四半期終了後1ヵ月以内に、金融監督管理委員会証券先物局へ提出  
 \*\*：半期終了後2ヵ月以内に、金融監督管理委員会証券先物局へ提出  
 \*\*\*：事業年度終了後3ヵ月以内に、金融監督管理委員会証券先物局へ提出  
 \*\*\*\*：翌月10日までに、インターネットにて開示  
 \*\*\*\*\*：連結はレビューなしでも可

なお、上記以外にも、公開企業登録形態への新規登録時、現金増資時などにおいては、「公開説明書」を提出する必要がある。

(二) 非公開企業

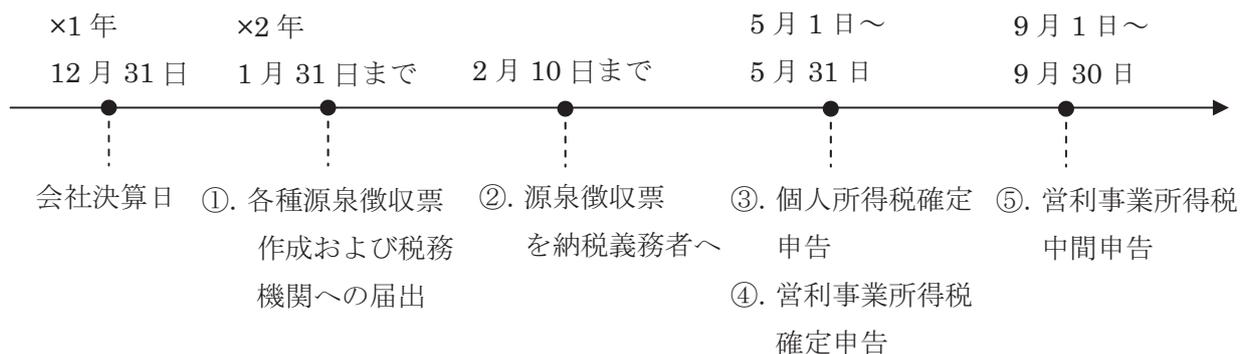
資本金または借入金 3,000 万 NT ドル以上の企業は、財務監査を受ける必要がある。

2. 税務上

(一) 年間の手続概要

まず台湾では、一般的には 12 月決算であるが（強制ではない）、日本本社が 3 月決算である場合には、その 3 ヶ月以内の財務数値については原則としてそのまま連結可能であるため、台湾の日系企業の場合には、12 月決算と 3 月決算がほぼ同じくらいではないかと思われる（もちろんそれ以外の企業もある）。そこで、以下では 12 月決算の場合と 3 月決算の場合を例にとり説明する。

(1) 12 月決算の場合：



①. 源泉徴収義務者（支払者側）は、暦年（1月～12月）ごとに源泉徴収した金額を合計し、各納税義務者（受領者側）ごとに源泉徴収票にまとめる。また、同時に税務機関への届出も行う（源泉徴収については下記（二）、①参照）。

②. 上記①の源泉徴収票を各納税義務者に交付する。各納税義務者は当徴収票を受領し、個人所得税の確定申告時に使用する。

③. 個人所得税の確定申告は、課税対象年度の翌年5月中であり、まず、指定金融機関（現在、邦銀（日系銀行）では取り扱っていない）にて税金を納付し、当該納付書を添付して税務機関に対して申告書を提出する。

なお、個人所得税は個人のことであるため、会社とは直接関係ないが、日系企業の場合には、日本人の個人所得税の税金はまず会社が負担しているのが一般的である。

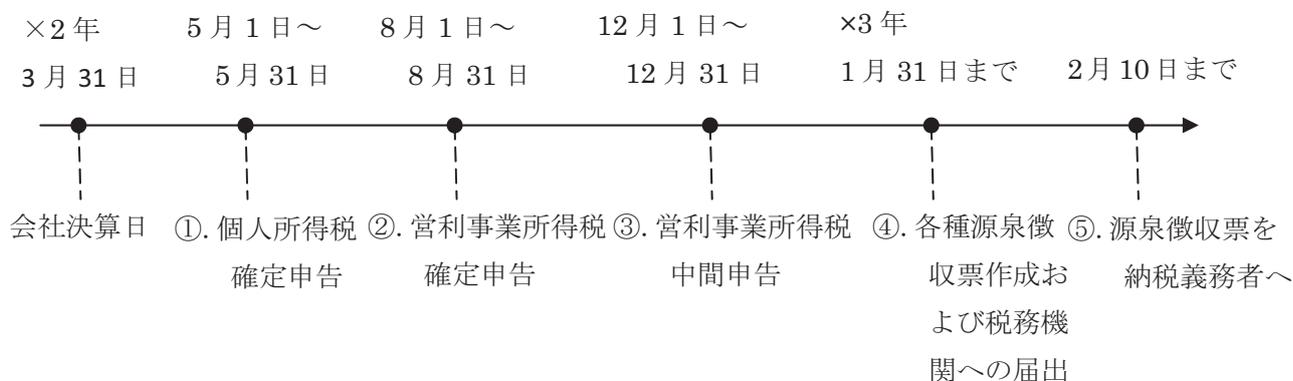
④. 営利事業所得税（法人税）の確定申告は、決算日後5ヵ月目に行う。

よって、12月決算の場合の確定申告は5月中である。

⑤. 営利事業所得税の中間申告は、決算日後9ヵ月目に行う。

よって、12月決算の場合の中間申告は9月中である。

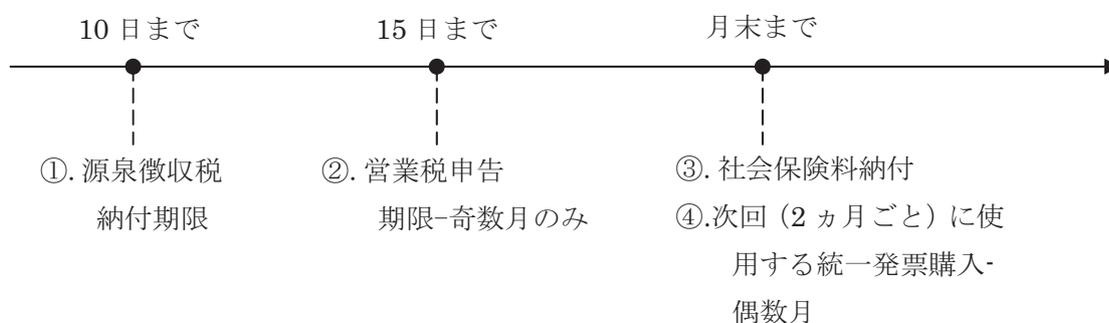
(2). 3月決算の場合：



- ①. 同上(1). ③
- ②. 3月決算の場合の確定申告は8月中である。
- ③. 3月決算の場合の中間申告は12月中である。
- ④. 同上(1). ①
- ⑤. 同上(1). ②

(二). 月間の手続概要

稅務上の一般的な手続概要は以下のとおり



- ①. 従業員に対する給与の支払時、業務執行者（弁護士、会計士など）に対する報酬の支払時、家主が個人である場合の事務所等の賃借料の支払時などにおいては、支払者側（会社など）が源泉徴収義務者として源泉徴収を行い、翌月10日までに納付する必要がある。なお、納税義務者（受領者側：従業員など）が非居住者である場合には、非居住者への支払等より10日以内に（翌月10日ではない）、源泉徴収義務者が源泉徴収を行い、納付および申告しなければならない。  
たとえば、日本本社への配当時に源泉徴収（原則20%）した金額は、10日以内に納付および申告する必要がある。
- ②. 營業稅（VAT）は2ヵ月分をまとめて、翌奇数月に申告する。  
たとえば、1～2月分は、3月15日までに申告することになる。  
なお、輸出関連の還付については、申請により毎月行うことができる。
- ③. 社会保険料は、毎月所轄政府機関より連絡があり（対象月の翌月中）、これに基づき対象月の翌々月15日までに納付することになる。

たとえば、2月支給給与に対する社会保険料は、4月15日までに納付する。

- ④. 統一發票（公給領収書：GUI）は、原則として2ヵ月分を税務当局より購入することになるが、原則として使用月の前の偶数月中に購入する。

たとえば、3～4月使用分の統一發票は、2月中に購入する。

## 四. 台湾の会計・税務概要

### 1. 会計の概要

#### (一). 会計関連法規

まず一般企業が日常的に適用を受ける法規は、商業会計法、財務会計準則公報、会社法などであり、公開企業の場合には、さらに証券取引法、証券発行人財務諸表編成準則等が適用される。

#### (二). 主要法規の概要

以下では、主要法規のうち、商業会計法および財務会計準則公報の概要を説明する。

##### (1). 商業会計法

これは主に日常的な会計処理等の内容が記載されており、実務上はその内容が日常的すぎるため、ほとんど意識されることはないようである。

体系は以下のとおりである。

- ・ 総則
- ・ 会計証憑
- ・ 会計帳簿
- ・ 会計科目、財務諸表
- ・ 会計事務処理の手順・帳簿記入基礎
- ・ 損益計算・決算および審査
- ・ 罰則
- ・ 付則

##### (2). 財務会計準則公報

この設定主体は財団法人中華民国会計研究發展基金会財務会計準則委員会（政府機関代表、学者、経済団体代表、会計士等で構成）であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に該当するものである。

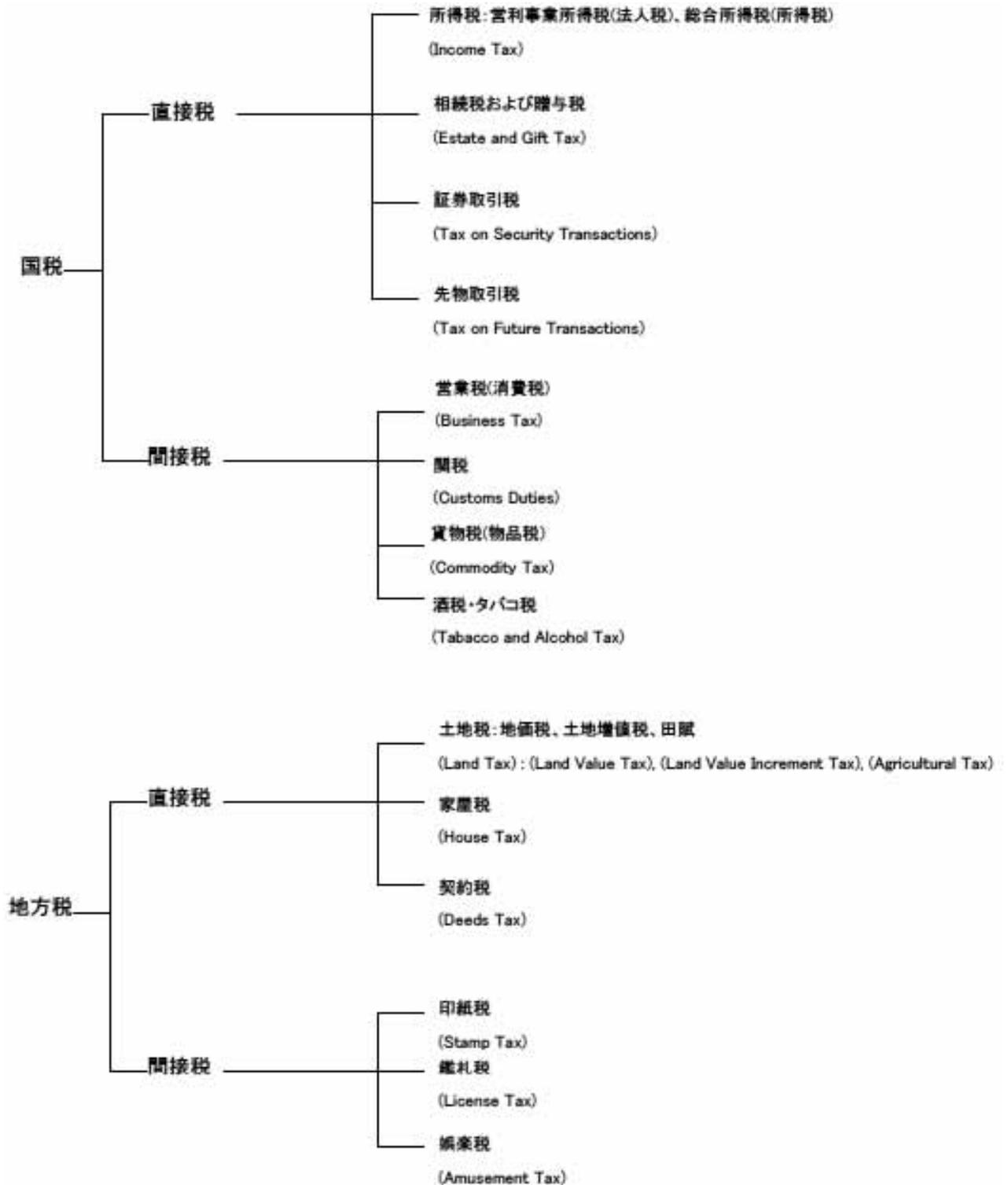
現状は以下の第41号まで公布されている。

番号	内容
第1号	財務會計觀念架構及財務報表之編製（財務會計概念構築および財務諸表の作成）
第2号	租賃會計處理準則（リース會計處理規則）
第3号	利息資本化會計準則（利息資産化會計規則）
第4号	削除
第5号	長期股權投資會計處理準則（長期持分投資會計處理規則）
第6号	關係交易之揭露（關係者間取引の開示）
第7号	合併財務報表（連結財務諸表）
第8号	會計變動及前期損益調整之處理準則（會計處理の変更および前期損益修正の處理規則）
第9号	或有事項及期後事項之處理準則（偶発事象および後発事象の處理規則）
第10号	存貨之評價與表達（棚卸資産の評価および表示）
第11号	長期工程合約之會計處理準則（長期請負工事の會計處理規則）
第12号	所得稅抵減之會計處理準則（所得稅控除の會計處理規則）
第13号	財務困難債務之會計處理準則（財務狀況悪化時の債務整理會計處理規則）
第14号	外幣換算之會計處理準則（外貨換算の會計處理規則）
第15号	會計政策之揭露（會計方針の開示）
第16号	財務預測編製要點（財務予測作成要領）
第17号	現金流量表（キャッシュ・フロー計算書）
第18号	退休金會計處理準則（退職給付會計處理規則）
第19号	創業期間會計處理準則（創業期間會計處理規則）
第20号	部門別財務資訊之揭露（部門別財務資料の開示）
第21号	削除
第22号	所得稅之會計處理準則（所得稅の會計處理規則）
第23号	期中財務報表之表達及揭露（中間財務諸表の表示および開示）
第24号	每股盈餘（一株当たり利益）
第25号	企業合併－購買法之會計處理（企業合併－パーチェス法の會計處理）
第26号	削除
第27号	削除
第28号	銀行財務報表之揭露（銀行財務諸表の開示）
第29号	政府補助之會計處理準則（政府援助の會計處理規則）
第30号	庫藏股票會計處理準則（自己株式會計處理規則）
第31号	合資投資會計處理準則（共同投資會計處理規則）
第32号	收入認列會計處理準則（収益認識・計上會計處理規則）
第33号	金融資産之移轉及負債消滅之會計處理（金融資産の移轉および負債の消滅に関する會計處理）
第34号	金融商品之會計處理準則（金融商品の會計處理規則）
第35号	資産減損之會計處理準則（資産減損の會計處理規則）
第36号	金融商品之表達及揭露（金融商品の表示および開示）
第37号	無形資産之會計處理準則（無形資産の會計處理規則）
第38号	待出售非流動資産及停業單位之會計處理準則（売却予定非流動資産および休業部門の會計處理規則）
第39号	股份基礎給付之會計處理準則（株式報酬の會計處理規則）
第40号	保險合約之會計處理準則（保險契約の會計處理規則）
第41号	營運部門資訊之揭露（セグメント情報の開示）

## 2. 税務の概要

### (一). 主な租税体系

台湾の主な租税の体系（種類）は以下のとおりである。



(二) 営利事業所得税 (法人税に相当)

(1) 課税方法

課税方法は、台湾に営業拠点が設置されているか否かにより異なる。

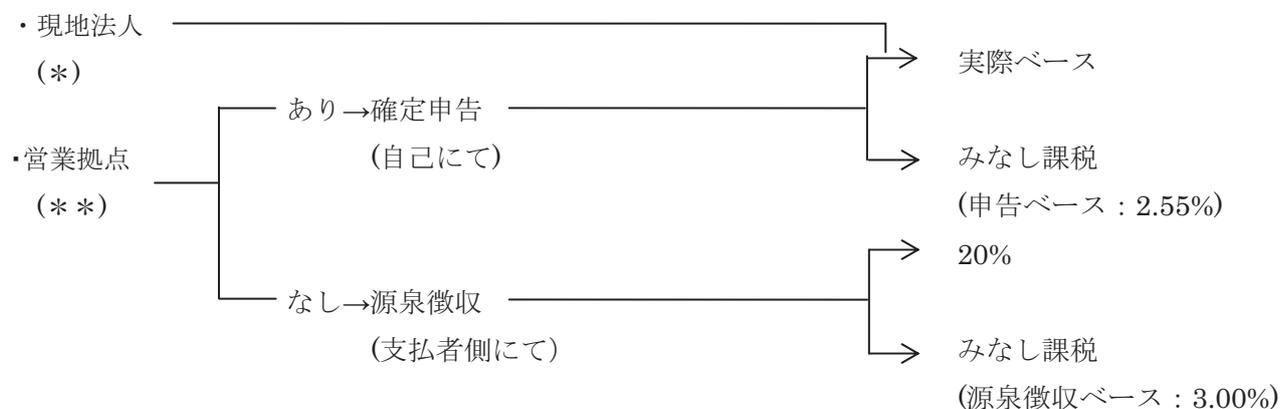
①. 営業拠点を設置する場合

- ・台湾内に本社 (現地法人も含む) を有する場合または台湾支店、工事事務所、営業代理人等の営業拠点を設置する場合には、確定申告を行う。
- ・一般的には益金より損金を控除して課税所得を算出し、これに税率を乗じて納税する。

②. 営業拠点を設置しない場合

- ・台湾内に営業拠点を設置しない場合には、支払者側より源泉徴収を行う。

上記内容のまとめ：



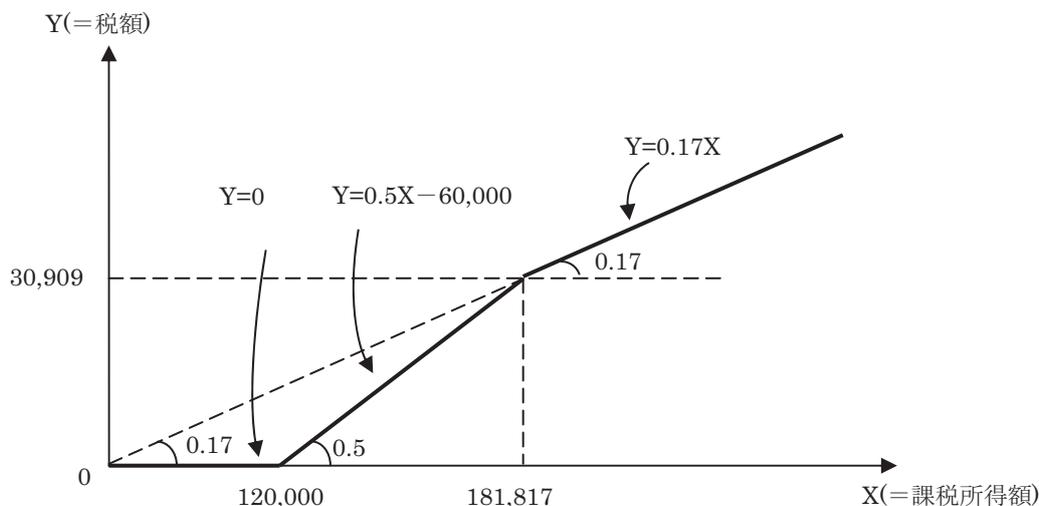
\* : 現地法人はここでいう台湾外企業の税務上の営業拠点ではない  
 \*\* : 台湾支店、工事事務所、営業代理人など

(2) 税率

2010年1月1日以降開始する事業年度 (2010年度) に関する税率は以下のとおりである。

(金額単位 : NT ドル)

課税所得額 (X)	税額 (Y)
・ ~ 120,000	→ 0
・ 120,001 ~ 181,817	→ (X - 120,000) × 50%
・ 181,818 ~	→ X × 17%



・例：

課税所得額 (X)	税額 (Y)
150,000	$Y = 0.5 \times 150,000 - 60,000 = 15,000$
300,000	$Y = 0.17 \times 300,000 = 51,000$

### (3). 納税・申告時期

#### ①. 年度申告

- ・事業年度終了後5ヵ月目（4ヵ月を経過した日から1ヵ月以内）に納税し確定申告を行う。
- ・たとえば、事業年度終了日（決算日）が12月31日である場合には、翌年5月1日から5月31日までに納付・申告を行う。
- ・また、同終了日が3月31日である場合には、同年8月1日から8月31日までに納税・申告を行う。

#### ②. 中間申告

- ・中間申告時期は、事業年度終了後9ヵ月目（8ヵ月を経過した日から1ヵ月以内）である。
- ・たとえば、事業年度終了日（決算日）が12月31日である場合には、翌年9月1日から9月30日までに中間申告を行う。
- ・また、同終了日が3月31日である場合には、同年12月1日から12月31日までに中間申告を行う。
- ・中間申告方法については、原則として以下の2方法のうちいずれか一方を選択する。
  - ①前年度納付税額の1/2の税額申告
  - ②新事業年度開始後6ヵ月間の仮決算に基づく申告（青色申告適用者または会計師による税務監査を受けた場合のみ適用）
- ・なお、投資控除、行政救済による留保税額、源泉徴収税額控除のすべてを使用しない場合には、金融機関を通しての税金納付のみでよく、税務機関への中間申告手続は不要である。
- ・また、中間納付税額が2,000NTドル以下の場合には、税金納付も不要である。

(三) 総合所得税（所得税に相当）

(1) 課税対象および形態

総合所得税のうち、ほとんどの外国人（日本人など）の納税義務者の対象は給与であると思われるため、給与に限定した場合の課税形態をまとめると以下のとおりである。

在台累積日数 (暦年合計)	税金納付	課税形態	
		台湾内払給与	台湾外払給与
A ～90日 (非居住者)	毎月給与支払後	18%（源泉徴収）	－
	確定申告時	－	－
B 91日～182日 (非居住者)	毎月給与支払後	18%（源泉徴収）	－
	確定申告時	18%（確定申告）	18%（確定申告）
C 183日～ (居住者)	毎月給与支払後	5%または源泉徴収税率表による（源泉徴収）	－
	確定申告時	累進税率（確定申告）	累進税率（確定申告）

上図に基づく税額の計算（原則）は以下のとおりである。

A：台湾内払給与総額×18%

B：（台湾内払給与総額＋台湾外払給与総額×在臺日数÷365日）×18%

C：（台湾内払給与総額＋台湾外払給与総額×在臺日数÷365日－各種控除額）×税率－累進差額

(注)

- ・ 来台日は含まず（例：3泊4日→3日間）
- ・ 在臺日数が183日～299日である場合の各種控除においては、帰国年度は日数により按分計算を行うが、そうでない場合には全額控除可
- ・ 在臺日数が300日以上の場合には、台湾外払給与につき、実務上は日数の按分計算をすることなく、全額が税額計算の対象
- ・ 台湾外払給与のNTドルへの換算レートは、政府が課税年度の翌年1月ごろに公表

(2) 税率

- ・ 非居住者の場合には、一律18%
- ・ 居住者の場合には、以下の累進税率を適用

課税所得金額	税率	<金額単位：NTドル> 累進差額	
・ ～ 500,000	× 5%	－	0
・ 500,001～1,130,000	× 12%	－	35,000
・ 1,130,001～2,260,000	× 20%	－	125,400
・ 2,260,001～4,230,000	× 30%	－	351,400
・ 4,230,001～	× 40%	－	774,400

(3) 課税年度および納税・申告時期

① 課税年度

課税年度は暦年（1月1日より12月31日まで）

②. 納税・申告時期

- ・納税義務者は課税年度の翌年5月1日より5月31日までに確定申告（年末調整の制度はなし）
- ・なお、居住者で台湾内における住所または居所を取り消して出国する場合には、原則として出国前に当該年度の所得について確定申告
- ・ただし、駐在員が帰国した後、台湾へ出張することがあり得るケースにおいては、帰国年度の12月末まで待って通常と同様の申告手続をしているケースあり

(四). 営業税（消費税に相当）

(1). 営業税の種類

- ・営業税の正式名称は、「加価値型及非加価値型営業税（付加価値型および非付加価値型営業税）」
- ・台湾では、売上高に基づき課税する“Gross Business Receipts Tax”と、付加価値に基づき課税する“Value Added Tax（いわゆる付加価値税）”の2種類の営業税あり
- ・前者の“GBRT”は特殊業務を行うものに限定し、以下の業種に適用

業種	特殊税率
・金融業	2%等
・特殊飲食業	15%等
・小規模営業人	1%
・農産物関連の仲介人、 小規模営業人	0.1%等、など

なお、上記のものは仕入税額控除不可

- ・GBRTは一部の業種に限定するため、台湾における営業税としては後者の“VAT”が一般的

(2). 課税対象および納税義務者

①. 課税対象

営業税の主な課税対象は以下のとおりである。

A. 台湾内での物品販売

なお、以下の場合も含まれる。

- ・所有権の移転があり、代価を取得したもの
- ・販売用物品の自家消費
- ・販売用物品の無償提供
- ・販売用物品の移送がある場合、当該物品の積出地が台湾内  
よって、たとえば外国企業が台湾内の企業に加工委託を依頼し、当該完成品を台湾内の別の企業に販売する場合、当該物品の積出地が台湾内であれば営業税が課される（輸出加工区等の特別区等は除く）。
- ・販売用物品の移送がなく当該物品の所在地が台湾内である場合、等

## B. 台湾内でのサービス提供または使用

なお、以下の場合には除かれる。

- ・ 職業専門家（弁護士、会計士等）の専門業務提供
- ・ 個人が提供
- ・ 台湾外より提供されたサービスを専ら納税すべき物品またはサービスの経営に供する場合  
よって、たとえば日本にある親会社が台湾内の子会社に技術サービスを提供し、子会社が  
それをもとにして他社に対しサービスの提供または製品の販売等を行う場合、親会社の子  
会社へのサービス提供時には営業税は免除される。

## C. 輸入物品

なお、輸入物品については関税等を加算後の金額が課税対象

## ②. 納税義務者

主な納税義務者は、以下のとおりである。

- ・ 物品販売、サービス提供等を行う営業人
- ・ 輸入物品の受取人または所持人
- ・ 台湾内に恒久的施設を有さない外国企業等が提供したサービスの買受人、等

## (3). 税率および納税・申告時期

## ①税率

VAT の税率は、現在、5 %

## ②納税・申告時期

- ・ 営業税は2ヶ月分を一括して翌奇数月の15日までに申告
- ・ たとえば、1月および2月分は3月15日までに申告、3月および4月分は5月15日までに申告
- ・ 本来の期に申告しなかったもののうち、仕入税額控除は原則として次の期の申告まで可能であるが、これは統一発票受領遅延の可能性があるため
- ・ 過大に支払った営業税については、一部の例外を除き、次期以降に納付すべき営業税に充当するため繰越し
- ・ 合併、解散等の場合、その事実発生日より15日以内に申告

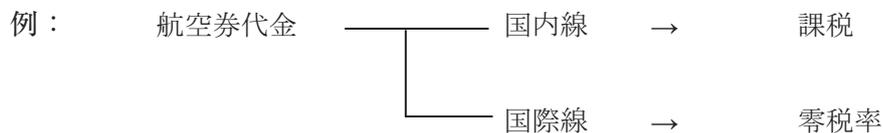
## (4). 免税等の対象項目

まず、台湾と日本の用語の相異は以下のとおりである。

取引内容	仕入税額控除	台湾	日本
通常取引	有	課税	課税
輸出取引等	有	零税率	免税
土地取引等	無	免税	非課税
寄付金等	無	-	課税対象外

次に零税率が適用される取引は以下のとおりである。

- ・ 輸出取引（含. 輸出関連サービス、保税工場等への販売）
- ・ 国際間の運輸



また、免税が適用される主な取引は以下のとおりである。

- ・ 土地売却
- ・ 医療サービス
- ・ 教育関連取引
- ・ 新聞社、通信社、テレビ局、ラジオ局等関連取引  
(よって、新聞代、電話代、テレビ通信料等は営業税なし)
- ・ 郵政関連取引等 (よって、切手類等は営業税なし)

なお、以下のものについては仕入税額控除不可

- ・ 統一発票のないものまたは内容の不備なもの  
(統一番号未記入、記入誤り、等)

- ・ 業務に無関係のもの  
(個人のみ利益のための支払、等)

- ・ 交際費

よって、これについては営業税を含めて費用に計上し、税務申告時に損金算入の計算を行う。

- ・ 小型自動車（9人乗り以下）

よって、これについては営業税を含めて固定資産に計上し、毎年の減価償却をとおして費用に計上する。

- ・ 福利厚生費、等

#### (5). 還付項目

- ・ 営業税については、仮受分と仮払分の両者を相殺し、前者が大きい場合（仮受分＞仮払分）には差額分を納付し、後者が大きい場合（仮受分＜仮払分）には翌期以降に繰り越して当該期の支払うべき税額に充当する。よって、通常取引においては原則として還付は行われない。
- ・ ただし、以下のものについては例外的に還付の対象となる。
- ・ 零税率適用のもの（輸出取引等）
- ・ 固定資産購入時のもの（除. 小型自動車）
- ・ 合併、解散等の場合、等

## 五. 台湾進出における留意事項

台湾を含む中華圏のビジネスを考慮する場合、まず中華圏独特の以下のような概念を考慮する必要があるように思う。

中国は一種独特の世界を展開している。

よって、中国 3000 年の悠久の歴史の重みの上に成り立っている静態的観念と急速な発展を遂げていることによる動態的観念をいかに融合しているのか見極める必要があるように思う。

中華圏の人々の考え方は、日本のような組織主義ではなく、原則として個人主義、家族主義、血縁主義を採用しており、見知らぬものを簡単に入り込ませない傾向があるように思われる。ということは、逆の見方をすると、そこに入り込むことができればしめたものである。

組織主義ではないということは、常にリスクを直接自己で背負う覚悟で行動しているため、ほんとうに良いと思われるものであれば、進んで取り入れているように思われる。

そこで、上記内容を考慮しながら、日本企業の台湾進出にあたり気をついた点をいくつか列挙する。

### 1. 契約書の作成および注意点：

取引当事者間において、将来的に問題が生じた場合の拠り所は何と言っても契約書記載内容である。よって、契約書をおろそかにすべきではないと思う。これは、一般的に日本人の間では「会話」は文章以上に重要であり重視される傾向にあるように思われるが、外国企業との取引の際には、関連する契約書がすべての根拠になるからである。実際、相手の作成した契約書の内容を口頭にて説明され、そのままのことが記載されていると思込み、当契約書内容を詳細にチェックすることなくサインしてしまい、後日問題が生じた場合にほとんど初めて詳細を見て自社不利に記載されていることに初めて気付くケースもかなり見受けられる。

よって、原則として、契約書の言語の指定はないため、日本語でも中国語でも英語でもかまわないが、その内容を理解しておくためにも、もしオリジナルが中国語であるならば、日本語の堪能な台湾の弁護士（弁護士）に当記載内容のレビューおよび日本語訳を依頼するのもよいと思う。なお、税務上の観点からの内容レビューであれば、もちろん会計事務所にて行うことができる。

ちなみに、税務上の観点からは、後日争いがおこらないためにも、税金が課せられる場合には当契約金額に税金が含まれているか否かの明確な表示も必要である。

また、もしみなし課税を適用したいのであれば、当契約書内容に「ロイヤルティー」などの表現がなされていないかどうかのチェックも必要である。

### 2. 台湾の文化、慣習等を考慮しつつ、日本的経営（管理等）部分も導入：

台湾では「日本」に対する強いあこがれが存在しているように思われる。高度成長、高品質管理、清潔感等々各種に好感を持っているようである。ただし、たとえば厳格すぎる内部統制制度などを採用すると、あまり規則に縛られることを好まない（組織プレーよりも個人プレーを好む傾向あり）台湾では、逆効果になってしまう可能性がある。よって、日本的経営の導入はもちろん賛成であるが、それをそのまま台湾の人に強制するとうまくいかないケースが非常に多いように思われる。

### 3. 台湾の人材を適材適所に：

マネジャークラスを優秀な台湾の人にまかせるのは非常によいと思われる。大きな流れの部分は日本人が担当するにしても、細部についてはコミュニケーション等を考えた場合、台湾の人どうしの方がうまくいくと思う。

ただし、日本語が話せるため、日本人の言いたいことがよく伝わるという理由のみでマネジャークラスに抜てきするケースをよく見かけるが、その人が本当にマネジャーとしての能力を備えているか否かを見極めないと、かえって会社としてうまく機能しないことがよくある。

### 4. 進出目的を明確に：

何の目的で台湾に進出するのかを事前に充分に考慮して明確にしておく必要がある。たとえば、企業グループ全体の成長のための一拠点として台湾の地に根をおろしてどっしりと構えるのであれば、優秀な従業員を引き止めておくためにも、台湾にて現地法人等の設置を考慮するのもひとつの方法である。

### 5. 会計事務所の有効利用：

台湾では、会計師は会計監査のみならず税務監査も行うため、会計上のみならず税務上の観点からも常に注意を払っており、また、商業登記（会社設立等）も担当し、かつ、一部の法的部分も含めて総合的なコンサルタントとしても活躍している。

なお、台湾では、会計事務所は数名の規模のものから弊事務所のような約3,000名の規模のものまであるが、品質において事務所間でかなりの格差が生じている。

また、台湾では日本語を話せる信頼のおける優秀な会計師もかなりいるが、一方、日本語を話せることをいいことに、うまく歩み寄ってきて、結果として不正、脱税を奨励している会計師も見受けられる。そこで、会計事務所の選択はかなり重要であると思う。

日本企業にとり、ビジネス上のパートナーとしての台湾企業の存在意識がますます高まっています。友好な関係を築きながらともに発展していくための第一歩を台湾に踏み入れることを考慮する価値は十分にあると思います。

白石常介（しらいし じょうすけ）

#### 経歴

勤業衆信聯合会計事務所（デロイト トウシュ トーマツ加盟事務所）  
 パートナー、副総経理、  
 1956年、群馬県生まれ。慶應義塾大学卒業。アーサーアンダーセン東京事務所入所。  
 1991年、台湾の勤業会計事務所（アーサーアンダーセン台湾事務所、現「勤業衆信聯合会計事務所」、デロイト トウシュ トーマツ加盟事務所）赴任。  
 現在に至る。

#### 主な執筆

「海外投資戦略—台湾（1995年：中央経済社）」  
 「台湾進出企業の手引（1996年：税務経理協会）」  
 「投資情報解説—台湾（1997年：かんき出版）」  
 「APEC 諸国の税制—台湾（1998年：納税協会連合会）」  
 「台湾進出企業ハンドブック（2000年：税務経理協会）」  
 「台湾ビジネスの法務・会計・実務（2003年：税務経理協会）」  
 「台湾ビジネスの会計・実務（2004年～：NNA台湾）」  
 「台湾の投資・会計・税務（2007年：税務経理協会）」  
 等多数